

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

隠岐の島町は、個人住民税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県隠岐の島町長

公表日

平成31年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき個人住民税を賦課徴収する。また、住民の申請により納税証明書等を交付する。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①納税義務者の確認(法第294条等) ②申告資料等の受領(法第317条の2等) ③配偶者、被扶養者等の確認 ④納税通知書の交付(法第319条の2) ⑤減免の手続(法第323条) ⑥納付書の発送及び収納 ⑦督促状の発送及び滞納整理(法第321条等) ⑧業務上で必要な所得等の情報を他部署に提供 ⑨納税証明書、課税証明書、所得証明書等の交付
③システムの名称	住民情報システム(COKAS-R/AD II) ・個人住民税システム・宛名、納付システム・収納管理システム・滞納管理システム 【地方税ポータルシステム・国税連携システム(eLTAX)】
2. 特定個人情報ファイル名	
【COKAS-R/AD II】 宛名台帳・個人住民税課税台帳・個人住民税賦課台帳・調定台帳・収納台帳 【eLTAX】 ・地方税申告書等ファイル・給与支払報告書ファイル・公的年金等支払報告書ファイル・特別徴収額通知ファイル ・所得税申告書等ファイル・扶養是正情報等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119) 【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (27)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	隠岐の島町役場 総務課 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 08512-2-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	隠岐の島町役場 総務課 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 08512-2-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年5月20日	I 4 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) 【情報照会の根拠】第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (27)	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119) 【情報照会の根拠】第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (27)	事後	
平成31年5月20日	I 5 評価実施機関における担当部署	税務課長 池田 茂良	税務課長	事後	
平成31年5月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の係数日	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年5月20日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため